第23回新潟県ヤングバレーボールクラブ交流大会 開催要項

- 1 主 催 新潟県バレーボール協会 新潟県ヤングクラブバレーボール連盟
- 2 主 管 新潟県ヤングバレーボールクラブ交流大会実行委員会 上越バレーボール協会
- 3 開催期日 2025 年 12 月 6 日 (土) 開館 8:20 競技開始 9:30 (予定) (各チームの練習時間については別途連絡する)
- 4 会 場 リージョンプラザ上越(女子) 上越市下門前 446-2 上越市教育プラザ体育館(男子) 上越市下門前 1770
- 5 参加資格 本大会は U-14 (2025 年 4 月 2 日現在 14 歳以下) の部のみ開催とする。 小・中学校の生徒によって構成され、責任のとれる成人を代表者とする、各地域で活動しているクラブチームとする。
 - (注) ○新潟県内および近県に活動拠点があるクラブのみとする。
 - ○同一クラブからの参加は男子3チームまで、女子2チームまでとする。 (ただし、参加多数の場合はチーム数を制限する場合もある。)
 - ○学校の単独チームの参加は原則として不可とするが、地域の事情等で事前に 連盟に申し出があった場合は特例として認めることもある。
- 6 競技方法 <u>男女とも競技型のみ</u>開催とし、参加チーム数により競技方法を定め、抽選結果と 一緒に連絡する。 例年参加チームが増える傾向にあり、最終順位を決定しないこともある。
- 7 競技規則 2025 年度 (公財) 日本バレーボール協会 6 人制競技規則による。<u>リベロはチームの他の選手と対照的な色のユニフォームを着用すること。</u>ビブスの着用は認めない。 使用球は、男子モルテン V5M5000・女子ミカサ V300W (5 号球) で行う。 ネットの高さは男子: 2 m 4 3 cm・女子: 2 m 2 4 cmとする。
- 8 チーム構成 1 チームの人数は、チーム責任者(部長)・監督・コーチ・マネージャーの各 1 名以 内と選手 18 名以内の計 22 名以内とする。チーム責任者(部長)は監督とかねてもか まわないが各チーム必ず 1 名おくこと。選手 18 名以内は申込をもってエントリーとし ベンチ入り可とする(リベロは 2 名まで)また、学校単独チームにならないようにす ること。(5 の特例は除く)

また、審判員(資格は問わない)を必ず帯同すること。審判員は 1 名が複数チームの 帯同審判となることは認めない。

9 参 加 料 1 チーム 5,000 円 (大会当日納入してください)

10 参加申込 申込用紙に必要事項を記入して、下記まで申し込むこと。

〒943-0173 上越市大字富岡 696-1 丸山 学 宛

TEL 090-4706-6854 (携帯) E-Mail maruyama. ma0821@gmail.com

- ※申込書は新潟県ヤングクラブ連盟のHPに掲載されていますので、ダウンロードし記入後、上記に Email で送付ください。大会事務処理軽減のためご協力お願いいたします。
- 1 1 申込締切日 <u>2025 年 11 月 26 日 (水) 必着</u> 厳守のこと ※申込期日後は理由に係わらず受付しません。
- 12 抽 選 実行委員会にて代理抽選を行い、結果を新潟県ヤングクラブ連盟のHPに掲載する。 ※12月2日(火)までに抽選結果を県ヤングクラブ連盟のHPに掲載しますので、 ご確認下さい。
 - 13 感染予防対策は下記のとおりとする。
 - ①各チームの入場者は制限しないが、発熱(37.5℃以上)、咽頭痛、感染が疑われる 人との接触がある人は入場できない。
 - ②大会参加にあたっては、各チームで必ず参加者の健康状態を把握するようにお願いします。
 - ③マスクの着用、手指消毒等は個人の判断に委ねる。
 - ④開会式・閉会式は行わない。
 - ※感染(インフルエンザ・コロナ)状況により、別途対策の必要が生じた場合は、 各チームに連絡する。
- 14 その他 (1)大会期間中の審判補助役員(線審・点示員)は参加チームに割当をする。
 - (2)選手は、必ずスポーツ傷害保険に加入していること。なお、選手の健康管理については、チーム及び個人の責任として、十分管理すること。
 - (3)選手の傷害については、応急処置の他一切責任を負わない。
 - (4)選手は、健康保険証を持参すること。
 - (5)冬季間での大会のため選手の健康を考慮し、本大会は<u>アンダーウエアの着用を認</u>める。また、チームスタッフの服装も統一が望ましいが、必須としない。
 - (6) アップゾーン・観覧席・ギャラリーでの応援は禁止しないが、プレーに支障する ような大音量(電子機器、大太鼓等)の応援は禁止する。
 - (7)本大会に関する問合せ先は、上記の申込書送付先とする。